全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１８２号
令和８年１０月３０日

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について(案)等に対する意見公募について　（お知らせ）

標記につきまして、e-ＧｏｖのＷｅｂサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同Ｗｅｂサイトの意見提出フォームによりご提出(令和８年１１月２７日(金)締切)をいただくとともに、当協会にもその内容をご送信くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記ＵＲＬよりご確認くださいますようお願いいたします。

記

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号）の運用及び解釈の基準について（案）等に対する意見公募

〇掲載アドレス

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=620340016

〇主な概要

これまで、いわゆる無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、ＬＰガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく、経済産業省の審議会(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループ(以下、「流通ＷＧ」))において、商慣行是正に向けた対応方針について議論が行われた結果、令和６年４月２日に改正省令が公布され、令和６年７月２日に一部施行(過大な営業行為の制限、ＬＰガス料金等の情報提供)及び令和７年４月２日に全面施行(三部料金制の徹底)されました。

この度、流通ＷＧが開催され改正省令施行後も販売事業者の商慣習として、賃貸集合住宅等のオーナー等や戸建て住宅の消費者に対する、多額な利益供与のほか長期間の契約や高額な違約金を設けて、販売事業者の切替えを制限するなどといった行為がなされていることを受け、商慣行是正に向けた具体的な対応方針について以下１.～５の議論が行われ、

「液化石油ガス法施行規則の運用及び解釈の基準運用(通達)」及び「取引適正化指針(ガイドライン)」が改正されることとなりました。

１．正常な商慣習の水準
２．ＬＰガス事業者の切替え制限への対応
３．「不透明な料金改定」への対応
４．残存価額の請求及び付合に関する対応
５．改正省令の適用を受ける「契約の承継・変更」の対応

参考：第１５回流通ＷＧ(令和８年１０月１５日開催)資料
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/sekiyu_gas/ekika_sekiyu/pdf/015_03_00.pdf

以　上
発信手段：Ｅメール
担当：保安・業務グループ　森、岩田、今市